

やさしい アルコール事業法ガイド

アルコールの販売事業を
はじめてみようかな...

エッ！工業用のアルコールを

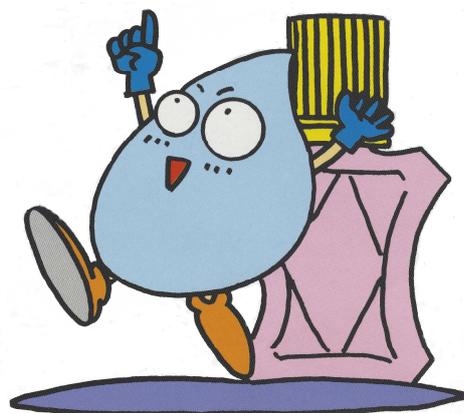
販売するには許可がいるの？

どんな手続きが必要なのかな？

どこに聞いたら教えてえてくれる？

何か気を付けることは
あるのかな...

販売編



アルコール事業法の対象となるのは、アルコール分が90度(容量)以上の工業用アルコールです。

そのうち、

(1)加算額(酒税相当額)※を含まない価格で販売されるアルコール(以下、「アルコール」という。)の販売事業をする場合は、あらかじめ販売事業の許可が必要です。

また、許可後も流通管理が必要となります。

(2)加算額(酒税相当額)※を含む価格で販売されるアルコール(以下、「特定アルコール」という。)は自由に購入・販売ができ、流通管理も不要です。

なお、酒税を含んだ飲用アルコールの取り扱いについては、国税局にお問い合わせください。

このリーフレットに関する問い合わせ先
中国経済産業局 産業部 アルコール室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館内

TEL 082-224-5681 FAX 082-224-5642

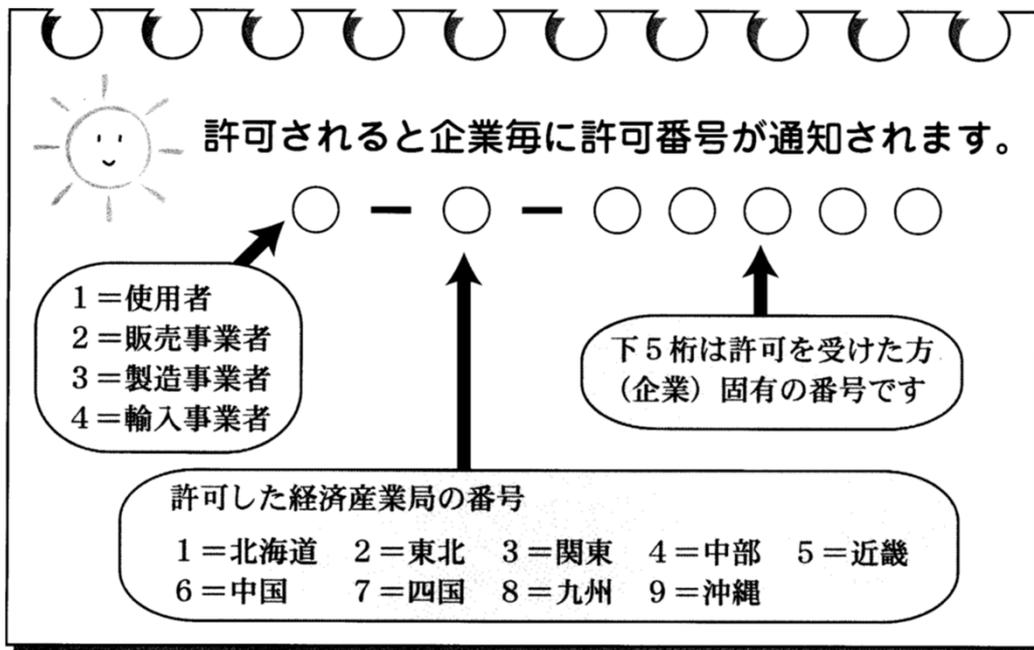
※加算額(酒税相当額) 1kℓ当たり 95度:95万円、99度:99万円



アルコールの販売事業を行なおうとする事業者（個人・企業等）は、販売開始前に経済産業局アルコール室に申請して、許可を得てください。

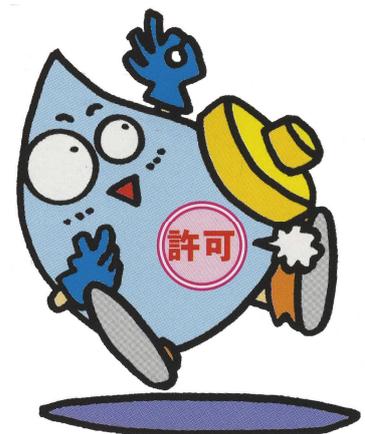
アルコールを取り扱うに当たって、設備や資金面について書類にして申請します。

また、許可後、登録免許税の納付（1件当たり9万円）が必要となります。



許可を受けた販売事業者は、同じく許可を受けた相手（製造事業者、販売事業者、使用者、試験研究製造を行う者）以外の者にアルコールを譲渡（販売・無償払出）することは出来ません。

また、アルコールは許可を受けた製造事業者、輸入事業者、販売事業者からのみ、自由な価格で仕入れることができます。



許可を受けていない者とのアルコールのやりとりは、罰則の対象になってしまいます。

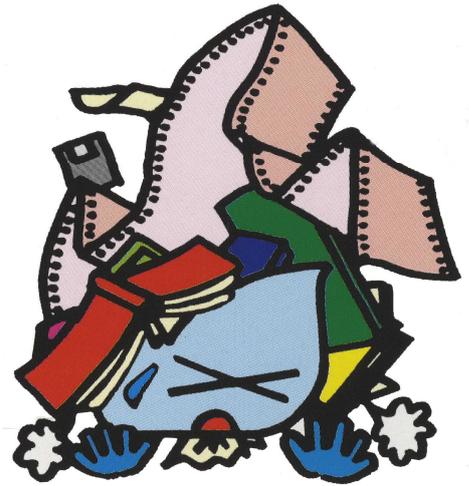
管理

アルコールは、原則として混ぜものをしない(不可飲措置をしない)アルコールですから、薄めると飲用もできます。そのため、アルコールを不正にお酒の原料にされたり、許可を受けていない事業者が不正使用しないように管理する必要があります。

アルコール許可事業者以外の者にアルコールを譲渡した場合には、アルコールの横流しとみなされ、罰則の対象となります。

各事業者の責任を明確に出来るように、アルコールの受払の都度、相手方の名称と許可番号についても記帳し、記帳した日から5年間保存する必要があります。

なお、積み替え等により、一時的にでもアルコールの受入・払出作業があった場合には、それが短時間の行為であっても記帳しなければなりません。



アルコールの受払の記録は、必要事項さえ書いてあれば、様式は問いませんが、参考までに作成例を示します。

取り扱うアルコールの種類・度数

取り扱う場所の名称

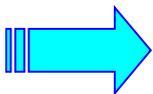
アルコール受払簿						
種類・度数： 度 ()						
年月日	受 入		払 出		在庫 数量	備考
	数量 (ℓ)	相手方	数量 (ℓ)	相手方		
月 計						

いつ

誰が持ってきたか

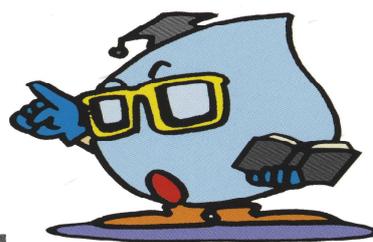
誰に渡したか

在庫はいくらあるか

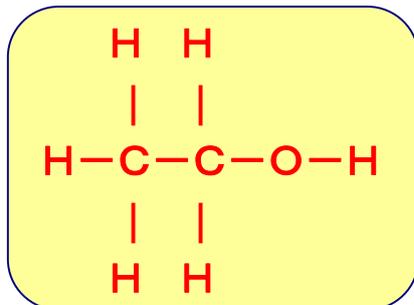


アルコールの在庫を保管する場合や詰め替え作業を行う場合、消防法に基づく届出あるいは許可が必要な場合がありますので、お近くの消防署へお尋ねください。

そもそも「アルコール」って?



広義には、アルコール類全般を指しますが、狭義には、そのうちで最も一般的なエチルアルコールを指します。エタノール、酒精、スピリッツとも呼ばれますが、同じ化学式 C_2H_5OH (分子量46.07) の揮発性液体です。殺菌・消毒効果があり、水や油とよく混和するなどの特性があります。



製造方法の違いからアルコールは2種類に分けられます。

発酵アルコール

でん粉、糖質などを原料として発酵法によって作られています。

飲食品工業用(食酢の原料、味噌・醤油等の食品防腐用、食品香料)、試薬、薬局方アルコール用等、広範な用途に使用されています。

合成アルコール

石油から得られるエチレンを原料に合成法で作られています。主に化学工業用(化粧品、香料、医薬品などの原材料)に使用されています。

工業用アルコールの成分は、お酒と同じなので口に入れても安全です。

飲用するアルコールは酒税法により課税されますが、工業用のアルコールは産業活動に不可欠であり、アルコールの安定的かつ円滑な供給の確保が必要であることから酒税相当額を含んでいません。そのため、お酒の原料に不正使用されたりしないよう管理する必要があります。



【アルコール事業法第46条及び第47条より】

許可を受けずに製造、輸入を行うと3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処されます。(併科されることもあります。)また、許可を受けずに販売、使用を行うと1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処されます(併科されることもあります)。

こんなことに気をつけてね！！

☆アルコールを販売する場合は、相手先が販売許可又は使用許可を受けているかどうかを必ず確認してください。

(経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/openlist/download/down.htm>

をご覧ください。)

☆注文を受けたアルコールの種類(発酵か合成か)と度数は十分確認して販売してください。

☆特定アルコールを所持するときは、アルコールとは、別に蔵置してください。

☆許可使用がアルコールの返品をする場合は、許可使用者はその譲渡について経済産業局の事前の承認を受けることが必要です。譲受ける場合は、相手方が経済産業局長の許可を受けていることを確認してください。

☆アルコールを廃棄する場合は、廃棄する前に経済産業局への届出を行うとともに、経済産業局の職員の立ち会いのもとで行ってください。

☆アルコールを90度以上の範囲内で希釈する行為(度数替え)はできますが、90度未満に希釈する行為は「使用」に当たるためできません。

具体的には、

- ①アルコールの品質を検査するために薄める場合、
 - ②アルコールを廃棄するために薄める場合、
- 以外にアルコールを希釈することはできません。

☆こんな場合は許可や届出などが必要です。

- ・許可申請書の記載内容に変更があるとき
(貯蔵能力の変更、商号・名称・住所の変更など)
- ・亡失や盗難のあったとき
- ・アルコールを廃棄処分するとき
- ・販売事業を廃止したとき
- ・事業の譲渡や相続などにより販売事業を承継したとき など

